

12 仕事について

(1) 就労のための相談等

●障害者就業・生活支援センター

国と県からの委託により、仕事に就きたい方や仕事をしている方の様々な相談・支援を、いろいろな機関と連携して行っています。

名 称	所 在 地	電話・FAX番号
障害者就業・生活支援センター ポラリス	〒784-0027 安芸市宝永町464-1	TEL:0887-34-3739 FAX:0887-34-3712
障害者就業・生活支援センター ゆうあい	〒783-0005 南国市大塚乙2305	TEL:088-854-9111 FAX:088-854-9112
高知障害者就業・生活支援センター シャイン	〒780-8031 高知市大原町76-2 コーポ筆山1F北号室	TEL:088-802-6185 FAX:088-802-6186
障害者就業・生活支援センター こうばん	〒785-0059 須崎市桐間西46番地	TEL:0889-40-3988 FAX:0889-40-3977
障害者就業・生活支援センター ラポール	〒787-0013 四万十市右山天神町201	TEL:0880-34-6673 FAX:0880-34-8070

●公共職業安定所（ハローワーク）

障害のある方の就労について、相談・職業紹介などを行っています。

名 称	所 在 地	窓口	電話番号
安 芸 公共職業安定所	〒784-0001 安芸市矢ノ丸4-4-4	障害者 担当	0887-34-2111
高 知 公共職業安定所	〒781-8560 高知市大津乙2536-6		088-878-5323
〃 香美出張所	〒782-0033 香美市土佐山田町旭町1-4-10		0887-53-4171
い の 公共職業安定所	〒781-2120 吾川郡いの町枝川1943-1		088-893-1225
須 崎 公共職業安定所	〒785-0012 須崎市西糺町4-3		0889-42-2566
四万十 公共職業安定所	〒787-0012 四万十市右山五月町3-12 中村地方合同庁舎内		0880-34-1155

●障害者職業能力開発校

県外各地で障害者職業能力開発校が設置されています。障害者の就職を容易にし、社会的自立を促進するため、能力に応じた職業能力開発を実施しています。詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部 高齢・障害者業務課

法定雇用率を満たしていない事業主（常用労働者100人超の事業主）から納付金を徴収する一方、障害者を多く雇用している事業主に対して、調整金や報奨金、各種の助成金を支給しています。

名 称	所 在 地	電話番号
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部	〒781-8010 高知市棧橋通四丁目15-68	088-837-1160

●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部高知障害者職業センター

就職を希望する障害のある方（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害など）に対して、ハローワークが行う職業紹介の業務と連携しながら、就職のための相談や職業準備支援、ジョブコーチ支援等を行い、障害のある方が職場に定着できるよう支援を実施しています。

また、事業主に対して、ハローワーク等と連携しながら、障害のある方の雇い入れに関する相談や職場に適應するための支援をしています。

① 職業準備支援

発達障害や精神障害のある方などで就職を目指す方に対して個別のニーズに応じたカリキュラムを作成し、センター内に設けた作業室での作業や、企業での実習等を通じて、働くための基礎となる労働習慣、職場で必要となる基本的なコミュニケーションやストレス対処の方法等を身につけるための支援を行います。

（支援期間：2～12週間）

12 仕事について

② ジョブコーチ支援

障害のある方の職場定着のためにジョブコーチが雇用先に出向いて、障害のある方と職場の方双方に対して障害特性に応じた支援を行います。

支援期間は、個別に必要な期間（標準2～3か月）を設定します。

③ リワーク支援

うつ病等で休職中の方を対象に職場復帰支援（リワーク）を行っています。

職場復帰のために必要なウォーミングアップなどの支援をセンターにて実施します。また、必要に応じ復帰先企業でのリハビリ出勤等へのフォローを行い、円滑に復職できるよう支援を実施します（標準12～16週間）。

名 称	所 在 地	電話番号
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 高知支部 高知障害者職業センター	〒781-5102 高知市大津甲770-3	088-866-2111

（2）雇用促進のための助成制度

制度名	内 容	金 額 等	問い合わせ先
障害者委託訓練 （実践能力習得 訓練コース）	一般障害者向け職業訓練コース。 公共職業安定所長の受講指示または受講推薦を受けた障害者を対象に、就職に必要な実践的な能力の習得を図る訓練を、民間事業所等に委託し行う。 訓練期間 標準2か月 （最長6か月）	訓練手当（訓練生に支給） 月額100,000円～120,000円程度 （受講指示を受けた者のみ） 委託費（事業主に支給） （中小企業）1人につき 月額90,000円（税抜き）以内 （大企業）1人につき 月額60,000円（税抜き）以内	高知県障害保健支援課 TEL:088-823-9560
トライアル雇用 助成金（障害者 トライアルコー ス・障害者短時 間トライアル コース）	公共職業安定所等の紹介により、事業主が障害者を試行的に短期間雇用（原則3か月間。短時間トライアル雇用は3か月～12か月間）する場合に、事業主に対して支給される。業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとすることを目的とする。	事業主に対する助成金額については、公共職業安定所にお問い合わせください。	各公共職業安定所 （97ページ参照）
特定求職者雇用 開発助成金（特 定就職困難者 コース）	公共職業安定所等の紹介により障害者を雇用した事業主に対して、その雇用した障害者に支払った賃金に相当する額の一部を（障害の程度、事業所の規模、労働時間により1～3年）助成する。		
特定求職者雇用 開発助成金（発達 障害者・難治性疾 患患者雇用開発 コース）	公共職業安定所等の紹介により発達障害者・難治性疾患患者を継続して雇用する労働者として雇用した事業主に対して、その雇用した発達障害者・難治性疾患患者に支払った賃金に相当する額の一部を（事業所の規模、労働時間により1年～2年）助成する。		

（3）就労促進のための職場体験について

●就労体験拠点

県内に「就労体験拠点」を設置し、就労等の機会と疎遠であった障害のある人に対して「経験」と「働ける自信」を持たせ一般就労への支援を行っています。

事業者・名称	所 在 地	電話・FAX番号
社会福祉法人高知県知的障害者育成会 地域活動支援センター「香美」	香美市土佐山田町1689-1	TEL：0887-53-7077 FAX：0887-52-8088
特定非営利活動法人ブルースター 就労サポートセンターかみまち	高知市上町3丁目4-23	TEL：088-872-2644 FAX：088-872-2645
特定非営利法人幡多ウェルフェアネット はた相談支援センターねっと	宿毛市中央3丁目2-15	TEL：0880-63-9900 FAX：0880-63-9922